青　企　支　号　外
令和８年１１月２５日

報 道 機 関 各 位

青森県経済産業部地域企業支援課長
（　公　　印　　省　　略　）

令和８年度青森県伝統工芸品指定書交付式及び青森県伝統工芸士認定証授与式を開催します

県では、県内各地域の工芸品のうち、一定の要件を満たすものを「青森県伝統工芸品」に指定するとともに、高度な技術・技法を有する従事者を「青森県伝統工芸士」として認定し、作り手の意識の高揚と、次世代への技術の継承を促進しています。

この度、新たに令和８年１２月７日付けで青森県伝統工芸品の指定及び青森県伝統工芸士の認定を行うこととし、下記のとおり伝統工芸品指定書交付式及び伝統工芸士認定証授与式を開催しますので、取材・報道に御協力くださるようお願いします。

記

１　日　時　　令和８年１２月７日（月）１５：００～１５：３５

２　場　所　　県庁南棟２階　第三応接室

３　青森県伝統工芸品指定書交付（製造者の指定）　２件
- 小島　利夏(こじま　りか)氏　　【温湯こけし・ずぐり独楽】(黒石市)
- 十和田湖さき織研究会　　【南部裂織】(十和田市)

４　青森県伝統工芸士認定証授与　４名
- 古川　龍廣(こがわ　たつひろ)氏　【金魚ねぷた】津軽藩ねぷた村(弘前市)
- 佐藤　学　(さとう　がく)氏　　【津軽焼】津軽千代造窯(弘前市)
- 小野　隆司(おの　たかし)氏　　【手振り鉦】有限会社小野商会(黒石市)
- 小嶋　涼子(こじま　りょうこ)氏　【南部裂織】南部裂織保存会(十和田市)

５　交付式及び授与式概要
- 伝統工芸品指定書交付及び伝統工芸士認定証・伝統工芸士章（盾）授与
- 記念撮影
- 歓談
- お祝いの言葉（知事）

６　参考

青森県伝統工芸品　３４品目７３製造者（R8.12.7 現在 ※今回指定の２製造者を含む）
青森県伝統工芸士　７４名（R8.12.7 現在 ※今回認定の４工芸士を含む）

報道機関用提供資料	
担当課 担当者	経済産業部地域企業支援課マーケティング支援Ｇ ＧＭ 猪股 のり子、主事 附田 くれは
電話番号	直通：017-34-9375 内線：3666
報 道 監　経済産業部　次長　工藤 福保（3601）	

令和８年度青森県伝統工芸品指定書交付式及び
青森県伝統工芸士認定証授与式

出席者名簿

１．伝統工芸品　新規指定製造者

品目	製造所 （市町村名）	氏名
温湯こけし・ずぐり独楽	小島　利夏 （黒石市）	小島　利夏
南部裂織	十和田湖さき織研究会 （十和田市）	高渕　敏子

２．伝統工芸士　新規認定者

品目	所属等	氏名
金魚ねぷた	津軽藩ねぷた村	古川　龍廣 （弘前市在住　40歳）
津軽焼	津軽千代造窯	佐藤　学 （弘前市在住　43歳）
手振り鉦	有限会社小野商会	小野　隆司 （黒石市在住　61歳）
南部裂織	南部裂織保存会	小嶋　涼子 （青森市在住　80歳）

３．県

所属等	役職	氏名
知事		宮下　宗一郎
経済産業部	部長	上沢　謙一
経済産業部 地域企業支援課	課長	田澤　俊吾

令和８年度青森県伝統工芸品指定製造者の概要

「小島（こじま）　利夏（りか）　氏」　　黒石市

父親がこけし工人であったことから、幼少期よりこけしに親しんで育つ。こけし工人の減少や父親の急逝をきっかけに、30 代でこけしづくりを始める。宮城県鳴子での修行後、父親のこけしやずぐりを見取りによって（手本として見ながら）学び、独自の工夫を加えながら製作に励んでいる。

こけしやずぐりの製作・販売を中心に活動している。「ずぐり独楽」が教科書に掲載されたことを機に認知度が高まり、現在は生産数・売上ともに大きな割合を占めている。地元店舗への定期納品やインターネット販売、県内外のイベント出店のほか、弘前大学での講演や絵付け体験を通じ、伝統工芸の普及と継承にも取り組んでいる。

今後も技術や表現を磨きながら製作を続け、より多くの人に自身の作品を届けることで、津軽地方の伝統工芸の魅力発信と継承につなげていくことを目指している。

（参考）

「温湯（ぬるゆ）こけし・ずぐり独楽（こま）」

津軽系こけしの発祥地である黒石市温湯温泉。大正時代の初めに、津軽系こけしの創始者である盛秀太郎がこけしを作り始め、現在はこけし工人が集まって「津軽こけし工人会」を結成し、伝統と新しさを見据えたこけし作りを続けている。胴に描かれるアイヌ模様、眉を吊り上げてにらみをきかせる顔、すそ広で膨らんだ胸と極端な腰のくびれなどが、温湯こけしならではの特徴である。また胴体には、津軽藩の家紋から取り入れたといわれる牡丹の花も使われている。

ずぐり独楽は温湯こけしの製作が始まる前より製作が始まったとされ、津軽地方では冬のずぐり遊び文化が今も残っている。

【主な製造工程】木地挽き→ロクロ線入れ→模様付け→顔描き→ロウ挽き→完成

【主な製品】こけし・ダルマ・ずぐり独楽



「十和田湖さき織研究会」　十和田市

昭和 59 年、南部裂織の技術の確立と製品の販売・宣伝活動を目的に設立された。設立以来、裂織の技術向上と普及に取り組み、地域に根差した活動を続けている。

これまで各種イベントへの出店や国体の記念品製作に取り組んできたほか、講習会などを通じて技術の継承にも努めてきた。コースターやブローチなどの小物から、バッグ、こたつ掛け、洋服まで幅広い裂織製品を製作している。技術に見合った価格設定を行い、十和田湖周辺や奥入瀬の施設などで販売している。

今後は、インターネット販売など新たな販路の開拓に取り組み、より多くの人に裂織製品を届けていきたいと考えている。また、裂織の魅力を広く発信し、南部裂織の普及と継承につなげていくことを目指している。

（参考）

「南部裂織」

江戸時代に着古した着物や布を再生する機織りの一技法として生み出された織物である。当時は、寒冷な気候のために綿の栽培は難しく、北前船で運ばれた木綿や古手木綿はとても貴重な存在であった。そのため、厳しい生活を強いられた農村地方の女性たちが布を大切にするための知恵から生まれたものである。細く裂いた布を横糸に、木綿糸を縦糸にして地機で織った裂織は丈夫で暖かく、そのカラフルな色移りと複雑な機上げが特徴である。

主としてこたつ掛けや帯などに用いられてきたが、現在ではテーブルカバーをはじめ現代感覚の手織物にも応用されている。

【主な製造工程】整経→筬（おさ）通し→男巻き（おまき）→綾越し→
綜絖（そうこう）通し→元寄せ→機上げ→製織→完成

【主な製品】卓布・手提げ袋・こたつ掛け



令和８年度青森県伝統工芸士認定者の概要

古川（こがわ） 龍廣（たつひろ） 氏（40 歳）　《金魚（きんぎょ）ねぷた》　弘前市

・幼少期から津軽藩ねぷた村に通い、ねぷたに関わる仕事を希望していた。同施設に入社後、実際の製作活動を通じて技術を習得。従事年数は１３年。
・最も難しい技術のひとつである目玉描きを得意とするほか、湿度や筆温度を見極めながらのロウ描き等高度な技術を有し、大手民間企業のマスコットをモチーフとした金魚ねぷたの製作にも携わる。
・ねぷたの歴史や文化を伝えることにやりがいを感じ、体験指導を通じて若い世代にねぷたの魅力や技術を伝えるなど、文化の伝承と後継者育成に貢献している。



（参考）

○「金魚（きんぎょ）ねぷた」の概要

弘前ねぷたは、1722（享保 7）年に初めて文献に登場して以来、様々な形のねぷたが時代を彩ってきた。

江戸時代、金魚は一部の上流階級の間でしか飼うことのできなかった高級魚であった。庶民は憧れを抱き、それをねぷたにして子供たちに祭りの時、提灯のように持たせ練り歩いたとされる。「金魚」はその名の通り金運をもたらし幸福を呼ぶ縁起物として長きに亘り、廃れずに今現在も市民に親しまれている馴染み深い工芸品である。

近年では、祭りのみならずインテリア装飾やお土産としても人気を集めている。また、様々なバリエーションの金魚ねぷたが製作され、伝統工芸の新たな発展と話題作りにも努めている。

【主な製造工程】竹割→骨組→紙貼り→墨描き
→ロウ描き→彩色→仕上げ→完成

【主な製品】灯籠



佐藤（さとう）　学（がく）　氏（43 歳）　《津軽焼（つがるやき）》　弘前市

・幼少期から伝統工芸士である父の姿を見て育ち津軽焼に親しむ。平成１３年から父に師事し、従事年数は２５年。
・伝統的な黒を基調とした「なまこ釉」のほか、青や緑など新たな色彩表現を開拓。釉薬の配合や濃度、焼成時の配置等を研究し、品質の向上に努めるほか、「見えない部分ほど丁寧に」という師の教えを守り製作している。
・弘前大学で非常勤講師を務めるほか、小中学生を対象とした陶芸体験、工房併設ギャラリーでの地元住民や海外客の受け入れなど、伝統工芸の普及や文化継承に貢献している。



（参考）

○「津軽焼（つがるやき）」の概要

津軽焼の源流は津軽藩四代藩主信政によって集められた陶工たちが築いた平清水焼・大沢焼・下川原焼・悪土焼である。藩政時代には主として津軽藩の調度品や日用雑器が焼かれていた。

しかし明治に入り鉄道の開通に伴って流入した他県の焼物に押された結果、大正時代には一時途絶えてしまう。現在の津軽焼は昭和に入って再興したものである。

現在の津軽焼は地元の土の味を生かし、釉薬に黒天目釉やりんごの木灰を原料とするりんご釉を使うものが主流になっている。このようにして作られる津軽焼は風土の特徴が生かされた素朴な色合いが魅力的な焼物である。

【主な製造工程】土練り→成形→加工→乾燥→素焼き→下絵付け→施釉
→本焼き（焼成）→完成

【主な製品】茶器・花器・酒器・皿類



小野（おの）　隆司（たかし）　氏（61 歳）　《手振り鉦（てぶりがね）》　黒石市

・平成１５年から現代の名工 故 鳴海啓三氏に師事し、伝統的な技術を受け継ぐ。従事年数は２３年。
・複数の大きさの金槌で真鍮板を打ち出し、均一に仕上げることで強度を高める技術を有する。持ち手の房と、それを取り付ける金具も手作業で丁寧に仕上げるなど、細部までこだわって製造している。
・同業他社や従業員にも技術指導を行うほか、職業能力開発校で講師を務めている。また、SNS を活用した情報発信や小学生に対する職業体験など、伝統工芸の普及や後継者育成に貢献している。



（参考）

○「手振り鉦（てぶりがね）（手平鉦（てびらがね））」の概要

昭和 20～30 年代頃から、岩木山への登拝行事であるお山参詣に使用され始めたと言われており、現在では、青森ねぶた祭り、ねぷた祭りなどで使用され、欠かせない存在となっている。

原料となる真鍮板を切断する工程以外は全て手作業であり、金鎚やならし床を用いて真鍮を打ち出すことで強度を高め、均一に圧力を加えることで良い響きに仕上がる。

持ち手の房は、激しい演奏に耐えられるよう、組み紐で編まれる。

【主な製造工程】切断→打ち出し→ならし叩き→研磨→金具作成・取付
→持ち手・房取付→完成

【主な製品】手振り鉦
（ねぶた、ねぷた、お山参詣用）



小嶋（こじま）　涼子（りょうこ）　氏（80 歳）　《南部裂織（なんぶさきおり）》　十和田市



・夫の出身地である十和田市の文化に関心を持ち、平成４年に南部裂織保存会に入会。創立者の菅野暎子氏に師事。従事年数は３４年。
・生け花で培った色彩感覚を生かし、風景から着想を得て裂織を絵画のように表現することを得意とする。草木染め、段染めなどの染めの技法や、綴れ織、浮き織りなど製作に必要な技術をすべて習得している。
・青森市内で裂織教室を開催しているほか、100名を超える会員を擁する南部裂織保存会の中心人物として体験活動に取り組むなど、伝統工芸の普及や後継者育成に貢献している。

（参考）

○「南部裂織（なんぶさきおり）」の概要

江戸時代に着古した着物や布を再生する機織りの一技法として生み出された織物である。当時は、寒冷な気候のために綿の栽培は難しく、北前船で運ばれた木綿や古手木綿はとても貴重な存在であった。そのため、厳しい生活を強いられた農村地方の女性たちが布を大切にするための知恵から生まれたものである。

細く裂いた布を横糸に、木綿糸を縦糸にして地機で織った裂織は丈夫で暖かく、そのカラフルな色移りと複雑な機上げが特徴である。

主としてこたつ掛けや帯などに用いられてきたが、現在ではテーブルカバーをはじめ現代感覚の手織物にも応用されている。

【主な製造工程】整経→筬（おさ）通し→男巻き（おまき）→綾越し
→綜絖（そうこう）通し→元寄せ→機上げ→製織→完成

【主な製品】卓布・手提げ袋・こたつ掛け



青森県伝統工芸品指定制度の概要

１　趣旨

青森県の歴史と風土に培われ、県民の生活の中で育み受け継がれてきた工芸品を、青森県伝統工芸品として指定することにより、その声価を高め、工芸品の製造に携わる事業者等の製造意欲の高揚及び工芸品産業の育成・振興を図ることを目的として、平成７年度に創設。

２　指定要件

①主として、日常生活の用に供される工芸品であること。

②その製造工程の主要部分が手工業的であること。

③伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。

④原材料が伝統的に使用されてきたものであること。

⑤当該工芸品が、おおむね５０年以上の歴史を有するものであること。

３　申請者

工芸品を製造する者又はその者を構成員とする団体

４　指定手続き

県・学識経験者・関係行政機関の職員で構成する青森県伝統工芸指定審査会において申請書をもとに審査し、知事が所在地の市町村長を経由して伝統工芸品指定書を交付する。

【参考】

青森県伝統工芸品指定等の履歴

・平成　７年度【H8.3.27】　２３工芸品３８製造者の指定
・平成　９年度【H9.3.19】　２工芸品６製造者の追加
・平成１１年度【H11.9.1】　１製造者の追加
・平成１３年度【H13.6.6】　２工芸品８製造者の追加及び１製造者の解除
・平成１４年度【H14.10.21】１製造者の追加
・平成１５年度【H15.11.17】２製造者の追加及び１工芸品・２製造者の解除
・平成１６年度【H17.3.31】　２工芸品３製造者の追加
・平成１８年度【H18.10.11】５製造者の追加
・平成１９年度【H19.11.26】４製造者の追加及び２製造者の解除
・平成２０年度【H20.11.26】１製造者の追加及び１製造者の解除
・平成２１年度【H21.8.31】　１工芸品１製造者の追加
・平成２２年度【H22.9.21】　１製造者の追加及び２製造者の解除
・平成２３年度【H23.10.6】　１製造者の追加
・平成２４年度【H24.11.14】１工芸品４製造者の追加
・平成２５年度【H25.12.6】　１工芸品２製造者の追加及び２製造者の解除
・平成２７年度【H27.12.25】１製造者の追加及び２製造者の解除
・平成２８年度【H28.12.26】１製造者の追加
・平成２９年度【H29.12.20】１工芸品２製造者の追加
・令和　元年度【R1.12.19】　１製造者の解除
・令和　２年度【R2.12.22】　３製造者の追加及び３製造者の解除
・令和　３年度【R3.12.17】　２工芸品６製造者の追加及び１製造者の解除
・令和　４年度【R4.12.23】　３製造者の追加及び１工芸品・３製造者の解除
・令和　５年度【R5.12.21】　１製造者の解除
・令和　６年度【R6.12.19】　１工芸品１製造者の追加及び２製造者の解除
・令和　７年度【R7.12.9】　１製造者の追加及び２製造者の解除

３４工芸品７１製造者【令和７年１２月現在】

・令和　８年度【R8.12.7】　２製造者の追加

３４工芸品７３製造者【令和８年１２月現在】

青森県伝統工芸士認定制度の概要

１　趣旨

県指定伝統工芸品の製造に従事している技術者のうち、高度の技術・技法を保持する者を県伝統工芸士と認定することにより、社会的な評価を高めるとともに、従事意欲と技術の向上を図り、伝統的技術又は技法の指導者として工芸品の振興、後継者の育成と伝統工芸品の次世代への継承に寄与することを目的として、平成１３年度に創設。

２　要件

①青森県内に居住していること。

②伝統工芸品の製造の実務経験年数が１２年以上あり、かつ現在もその製造に従事していること。

③伝統工芸品の製造に関する高度の伝統的技術又は技法及び必要な知識を有し、その維持又は発展に努めていること。

④後継者育成に熱意のある人。

⑤青森県伝統工芸士にふさわしい高潔な人格を有すること。

⑥経済産業大臣認定の伝統工芸士でない人。

３　推薦者

①市町村長

②法人格を有する指定製造業者の長

４　認定方法

県・学識経験者・関係行政機関の職員で構成する青森県伝統工芸指定審査会において、推薦書及び作品をもとに審査し、知事が伝統工芸士認定証及び伝統工芸士章（楯）を授与する。

【参考】

青森県伝統工芸士認定等の履歴

・平成１３年度　１８名認定
・平成１４年度　１２名認定
・平成１５年度　１０名認定
・平成１８年度　　７名認定
・平成１９年度　　７名認定、４名解除
・平成２０年度　　５名認定、１名解除
・平成２１年度　　２名認定
・平成２２年度　　２名認定、２名解除
・平成２３年度　　３名認定
・平成２４年度　　２名認定
・平成２５年度　　１名認定、２名解除
・平成２６年度　　２名認定、２名解除
・平成２７年度　　２名認定、５名解除
・平成２８年度　　２名認定、１名解除
・平成２９年度　　１名認定
・平成３０年度　　２名認定、１名解除
・令和　元年度　　３名認定、２名解除
・令和　２年度　　７名認定、３名解除
・令和　３年度　　７名認定、４名解除
・令和　４年度　　４名認定、３名解除
・令和　５年度　　１名認定、３名解除
・令和　６年度　　３名認定、１名解除
・令和　７年度　　５名認定、３名解除

７１名【令和７年１２月現在】

・令和　８年度　　４名認定、１名解除

７４名【令和８年１２月現在】

（参考資料）

令和8年度青森県伝統工芸品指定等一覧

【青森県伝統工芸品の指定（製造者の指定）】

No.	工芸品名	製造者名	届出者	事由
1	温湯こけし・ずぐり独楽	小島　利夏	黒石市	製造者の指定
2	南部裂織	十和田湖さき織研究会	十和田市	製造者の指定

指定品目数　：３４品 ＜R6から変更なし＞
指定製造者数：７３者 ＜R7 ７1者、R8 2増＞

令和8年度青森県伝統工芸士認定等一覧

【青森県伝統工芸士の認定】

No.	伝統工芸士	工芸品名 （製造者名）	推薦者
1	古川（こがわ）　龍廣（たつひろ）　氏	金魚ねぷた （津軽藩ねぷた村）	弘前市
2	佐藤（さとう）　学（がく）　氏	津軽焼 （津軽千代造窯）	弘前市
3	小野（おの）　隆司（たかし）　氏	手振り鉦 （有限会社小野商会）	有限会社小野商会
4	小嶋（こじま）　涼子（りょうこ）　氏	南部裂織 （南部裂織保存会）	十和田市

【青森県伝統工芸士の認定解除】

No.	伝統工芸士	工芸品名 （製造者名）	報告者	事由
5	舘山（たてやま）　美沙（みさ）　氏	津軽びいどろ （北洋硝子株式会社）	北洋硝子株式会社	退職

工芸士数：７４名 ＜R7 ７１名、R8 ４増１減＞